

南あわじ市下水道事業
第2次中期経営計画



平成 23 年 6 月
南 あ わ じ 市

目 次

I	計画策定趣旨	1
	①社会的背景	
	②南あわじ市下水道のあゆみ	
	③事業の現状	
	④事業の課題	
II	事業運営の基本方針	2
	①計画の位置付け	
	②計画策定の期間	
	③計画の基本方針	
III	取組項目の詳細及び目標	5
	①増収対策	
	②経費削減	
	③経営の透明化	
	④職員削減及び組織改革	
	⑤下水道施設の長寿命化	
IV	事業計画	9
	①中期財政収支計画	
	②中期指標	
	③将来需要予測	
	④主要施策	
	⑤設備投資計画	
V	環境保全等への取組	12
VI	計画達成状況の公表	12
	①公表時期	
	②公表方法	
	③計画達成状況の評価方法	
VII	用語説明	13

Ⅰ 計画策定趣旨

① 社会的背景

地方財政にとって重要な財源である地方交付税は、小泉内閣の三位一体の改革による削減も平成 18 年度に一応の区切りがつけられ、平成 21 年度に民主党政権となってからは増額の方向にあり、平成 22 年度の水準を平成 25 年度まで維持することが閣議決定されたところです。しかしながら、先行きは不透明な部分もあり、また、平成 16 年度に合併し誕生した南あわじ市にとって、平成 27 年度からは段階的に縮減される方向にあります。一般会計からの補助金に多くを依存している下水道事業としては、経営の効率化をなおいっそう発揮しなければなりません。

② 南あわじ市下水道のあゆみ

南あわじ市の下水道事業は、河川、海域の公共用水域の水質保全と快適な生活環境を提供する目的から、平成 8 年 4 月に沼島地区において供用が開始されて以来、順次整備が進められてきています。平成 22 年度末の整備状況は 24 処理区、管路延長 449 km となっており、浄化槽も含んだ生活排水処理率は 75.7%となりました。

平成 19 年 3 月に策定した前計画において、増収対策として公共施設に対する使用料改定、経費削減として整備事業費及び維持管理費の見直し、並びに職員削減及び給与の適正化等の施策を実施しました。また、経理面では、経営状況や財政状態をより明確にする必要があることから、平成 21 年度より地方公営企業法の一部適用を行ない、市民にとってわかりやすい経理方法を採用しています。

③ 事業の現状

小規模自治体の下水道財政力は非常に弱いものだとされています。その理由として、

① 汚水処理原価が高いこと。

市民一人当たりの建設コストが大都市に比べ非常に高いため、それを賄うための借入金の償還額も多く、処理原価に上乗せされてしまう。

② 原価回収率が低いこと。

汚水処理原価が高いにもかかわらず、使用料単価は全国平均並みである。

③ 水洗化人口一人当たりの汚水量が少なく、接続率も低いこと。

大口事業所などが大都市と比べ少ない。

などが挙げられ、人口が約 5 万 1 千人の本市においても同様の状況にあります。

下水道事業は建設コストが高く水道事業より資本費も高くなることから、本来であれば

使用料は水道料金よりも高く設定する必要があります。しかし、使用料を高く設定すると接続率が伸びないという理由により低く設定しているのが現状です。

また、平成 22 年度末までに約 677 億円もの建設投資を短期間に行ったことから、下水道整備に必要な財源として発行した企業債の未償還残高は、平成 22 年度末で約 307 億円(市民一人あたり約 60 万円)に達し、その償還金は増加傾向にあります。償還金のピークとなる平成 39 年頃には年間 23 億円が必要となってくる見込みです。

現在、維持管理費及び整備に伴う借入金の元利償還金などの総費用から使用料を差引いた現金不足分については、一般会計からの補てん(一般会計補助金)に依存しており、平成 22 年度の一般会計補助金は約 16.6 億円となっています。現状のまま推移すると、平成 38 年頃には年間約 21.8 億円もの補助金が必要となってきます。借入金償還金の約半分は地方交付税に算入されるほか、その他交付税措置もありますが、ピーク時には約 10 億円を一般会計が実質負担することになります。

この他にも、下水道が整備された地区についても下水道への接続が伸び悩んでいることや、近年の市民や企業の節水意識の高揚及び将来的な人口減少などによる有収水量の減少など、下水道事業の経営を取り巻く環境は、非常に厳しい状態にあるといえます。

4 事業の課題

前項の現状から、下記の課題が挙げられます。

- ①接続率が低いこと及び節水意識や人口減少による有収水量の減少
- ②処理原価と使用料単価のかい離
- ③整備に係る企業債元利償還金の増加による一般会計補助金の増加
- ④市民の意識向上

II 事業運営の基本方針

1 計画の位置付け

この計画は、平成 18 年度から 22 年度を期間とする前計画を引き継ぐものです。また、南あわじ市において平成 22 年 3 月に策定された『第 2 次南あわじ市行財政改革大綱』及び『第 2 次南あわじ市行財政改革前期実施計画(平成 22 年度～平成 25 年度)』に規定する「地方分権時代にふさわしい自立できる行政経営の推進」を具体化したものであり、下水道事業の経営基盤の強化、更なる経営の健全化など、今後 6 年間の下水道事業の経営指針として位置付けるものです。

② 計画策定の期間

開始年度	終了年度
平成 23 年度	平成 28 年度

③ 計画の基本方針

下水道事業は、施設を整備し供用を開始すると継続して実施していかなければならない社会的責務を負うこととなります。

しかし、経営状況は多額の公債費と維持管理費を賄うだけの使用料収入を得ることができず、一般会計からの補助金による補てんを受けることにより経営を維持しています。このことから早急に支出の抑制と収入の確保を図ることが必要となります。

また、実施するには市民（議会）の理解と協力が必要となることから、経営状況の説明責任を果たす必要があります。

以上のことより、計画の基本方針を以下のとおり設定します。

【基本方針の骨子】

取 組 項 目		取 組 内 容
増収対策	加入促進の推進	<ul style="list-style-type: none"> 専任職員の配置を継続し、戸別訪問などを実施し接続率を上げることで、使用料の増収を図る。 新たな接続支援策の検討を行う。
	使用料の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 市の財政状況、社会経済情勢、近隣他市町の状況を踏まえた使用料体系の見直しを検討する。
経費削減	整備事業費の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 年間の整備事業費を抑制することにより事業費の平準化に取り組み、公債費の増加を抑える。
	工事施工監理業務の自主実施	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な工事に係る施工監理業務を職員で行い、委託経費の削減を図る。
	維持管理経費の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 包括的民間委託の導入を検討する。
	処理場の統廃合	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理経費等削減のため、処理場の統廃合を検討する。
経営の透明化	財務内容の公表	<ul style="list-style-type: none"> 財務内容等をホームページや広報誌において公表する。
	下水道事業審議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> 下水道事業の適正な運営のため、市民・有識者等の参加する下水道事業審議会を設置することで、広く一般市民の意見を反映させる。
職員削減		<ul style="list-style-type: none"> 南あわじ市定員適正化計画を踏まえ、職員数を削減する。
組織改革		<ul style="list-style-type: none"> 新庁舎建設時の組織構成に向け、段階的に前倒しで組織の簡素化を図る。
下水道施設の長寿命化		<ul style="list-style-type: none"> 下水道長寿命化支援制度等を活用し、施設の改築・更新事業を計画的に実施することにより、安定的な下水道サービスを提供する。

中期経営計画の基本的な考え方

使用料の伸び悩み

- ①接続率の伸び悩み
- ②使用料単価が処理原価を大きく下回る

一般会計補助金の増加

- ①建設投資に係る公債費の増大
- ②使用料で建設投資分を賄えていない

厳しい財政状況の対応
(適正な使用料の確保)

一般会計の厳しい財政状況
(補助金の抑制)

下水道事業の経営健全化の必要性

下水道事業の社会的責務を果たすため、
持続可能な経営方針の策定

下水道事業中期経営計画

増収対策

加入促進の推進による接続率向上
使用料改定等による使用料の増加

経費削減

整備事業費の見直しによる縮減
工事施工監理業務の自主実施
維持管理業務の包括的民間委託の検討
処理場の統廃合

経営の透明化

財務内容等の公表
下水道事業審議会の設置

職員削減

組織改革

施設の長寿命化

持続可能な下水道事業への転換

- ・使用料の適正化による経営基盤強化
- ・一般会計補助金の低減
- ・下水道事業への市民の理解度の向上

III 取組項目の詳細及び目標

1) 増収対策

南あわじ市の生活排水処理率については75.7%（平成22年度末現在）となりましたが、下水道接続率は下水道事業の計画全体で41.4%（平成22年度末現在）となっており、依然として低い状態にあります。

このような状況において使用料の改定を行ったとしても、加入者数が少ないことから効果が少なく、また下水道への加入に悪影響を及ぼす恐れがあります。このことから、環境保全に対する住民意識を高めることにより下水道への接続を促し（加入促進）、接続率の向上を図っていきます。

また、大きく処理原価を下回る使用料について適正化を図ります。そのためには、市民（議会）の合意形成のできる体制を確立することや、加入促進への影響も考慮した改定時期の検討が重要になってきます。

1) 下水道接続（加入促進）の推進

下水道施設への未加入者に対しては、戸別訪問を定期的に行って住民の理解を深めながら意欲的な加入促進を推進し、接続率の向上を図ります。

また、小学4年生を対象にした下水道出前講座、街頭や集客施設における啓発、排水設備指定工事店を介した啓発及び市のホームページやケーブルテレビによるPR等の従来手法の強化のほか、より一層効果的な方策を検討し実施します。

【供用開始地区ごとにおける接続率の目標値】

供用開始から	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
現状接続率(%)	31.6%	38.2%	40.3%	43.9%	47.1%	51.1%
目標接続率(%)	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%	53.0%	56.0%

2) 使用料の適正化

一般会計からの補てんを削減し、使用料単価と処理原価の乖離を小さくするため、使用料の見直しを行う必要がありますが、接続率が低い現状下で使用料改定を実施したとしても、増収効果は少なく、かえって加入の面において悪影響を及ぼす恐れがあります。前計画（平成18年度～22年度）においても検討していましたが、低接続率の現状や社会情勢等から見送った経緯があります。しかしながら、一般会計からの補助金に多くを依存している下水道事業にとって、平成27年度からの合併算定替えの終了に伴う地方交付税の減

額の影響は避けて通ることはできません。

よって、本計画期間中に、市民（議会）の同意形成を得られるような使用料の検討体制を確立します。

【使用料等の状況（平成 22 年度）】

下水道事業名	有収水量 (m ³)	使用料 (千円)	維持管理費 (千円)	資本費 (千円)	使用料単価 (円/m ³)	処理原価 (円/m ³)
特定環境保全公共下水道	1,466,253	227,566	277,660	486,967	155.2	521.5
農業集落排水事業	189,885	27,934	53,595	116,608	147.1	896.3
漁業集落排水事業	132,917	20,901	39,104	112,326	157.2	1,139.3
コミュニティプラント事業	75,187	11,329	28,323	104,894	150.7	1,771.8
計	1,864,242	287,730	398,682	820,795	154.3	654.1

【使用料適正化の取組内容】

取 組	内 容
下水道事業審議会の設置	市民（議会）の合意形成による使用料改定の検討を行うため、市民や有識者等の参加する審議会を設置する。
使用料改定	上記審議会から使用料改定が必要との答申を受けた場合、その内容に沿って使用料改定を検討する。

【増収対策についての取組における目標年次】

取組内容	目標年次					
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
下水道の加入推進	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
下水道事業審議会				準備	設置	⇒
使用料改定					検討	⇒

② 経 費 削 減

下水道事業に係る経費については、主に維持管理費、減価償却費、企業債利息、企業債償還金及び整備事業費の一部となっています。この現金経費の大半は下水道整備に係る公債費であり、大幅な削減は難しい状況にあります。

よって、整備事業費及び維持管理費等を見直し、可能な限り経費の削減に努めます。

1) 整備事業費の見直し

下水道整備の財源については、国庫補助金、企業債及び受益者負担金等（受益者分担金及び負担金並びに補てん財源）からなり、補助事業の場合の各財源の割合は、概ね国庫補助金 50%、企業債 45%、受益者負担金等 5%となっています。投資的経費の削減は、それ以降の公債費の削減につながります。しかし、削減額に比例して事業の進捗が遅くなり、整備した施設を有効に活用できなくなることや供用開始が遅れることにより使用料収入の伸びも鈍るなどの問題点もあります。

本市においては合併前旧 4 町において、兵庫県が提唱する「生活排水 99%大作戦」に基づき、平成 12 年度から平成 16 年度にかけて多額の建設投資を行った結果、公債費が急激に増大し、一般会計補助金が増加したことで財政を圧迫してきた背景があります。このことに鑑み、前計画において年間の事業費を一定水準まで抑制して事業量の平準化に取り組み、公債費の増加を出来る限り抑制することにしましたが、本計画においてもこれを継続していきます。

2) 工事施工監理業務の自主実施

下水道事業実施に必要な知識や技術の向上を目指し、日本下水道事業団等が実施する講習会等に積極的に参加し、これまで多くを外部委託してきた工事施工監理業務を極力直営で行うことにより、経費の削減を図ります。

3) 維持管理費の見直し

維持管理費は、平成 17 年度の 393 円/㎡から、加入者の増加により平成 22 年度には 214 円/㎡まで低減してきましたが、使用料は 154 円/㎡ですので、まだまだ割高となっています。

処理場などの運転管理業務は民間委託で運営しており、平成 18 年度からは数箇所の処理場を集約して委託するなどの手法を用いて委託料の低減化を図り、コストの抑制に努めてきました。

将来的には、より効率的で適正な維持管理を図る必要性から委託の規模を拡大し、施設に係るすべての管理を複数年契約にて委託する包括的民間委託方式やさらに集約的な施設管理契約の導入を検討し、一層のコストの削減を目指します。

4) 処理場の統廃合

先に述べたように市内には 24 もの処理区があり、中にはかなり近接したものもあります。これは、下水道整備事業が合併前の旧町時代から進められてきた影響ですが、維持管理費や今後の改築更新費用の削減のため、早急に処理区・処理場の統廃合を検討しなけれ

ばなりません。

③ 経営の透明化

下水道事業を継続的に運営していくためには、市民（議会）の理解と協力が必要不可欠です。そのために、公営企業として明確な経営状況を公表し説明責任を果たしていくことで経営の透明化を図ります。

1) 財務内容の公表

市民に対し下水道事業の理解を得るため、決算認定後速やかに広報誌及び市のホームページにて財務内容を公開します。

2) 下水道事業審議会の設置

下水道事業の適正な運営及び市民の要望などを反映させるため、市民・有識者等の参加する下水道事業審議会を設置します。

④ 職員削減及び組織改革

南あわじ市定員適正化計画及び平成 27 年度に予定される庁舎統合による機構改革を踏まえ、業務体制の簡素化、合理化を進めます。

【職員削減についての取組における目標年次】

取組内容	目標年次					
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
職員削減		1 名削減	1 名削減		3 名削減	
	23 名	22 名	21 名	21 名	18 名	18 名

⑤ 下水道施設の長寿命化

平成 8 年に沼島処理区で供用開始してから 15 年が経過しました。その後順次供用区域が拡大していますが、それとともに施設の老朽化も進んでいます。これをそのまま放置すると、処理機能の低下に陥ることになります。すでに一部処理機械の更新を行っていますが、今後は計画的に施設の長寿命化を図っていかねばなりません。より経済的で安定的なサービスを提供できるよう、処理場施設の統廃合と併せ実施します。

IV 事業計画

1) 中期財政収支計画

1) 収益の収支及び資本的収支

(単位：百万円)

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
収益の収支	収益の収入	総収益	1,922.0	1,988.3	2,049.2	2,096.2	2,104.4	2,080.4	
		営業収益	314.9	335.8	355.4	375.0	392.8	409.6	
		(内使用料)	313.1	334.0	353.6	373.2	391.1	407.8	
		営業外収益	1,607.1	1,652.5	1,693.8	1,721.2	1,711.6	1,670.8	
		(内基準内繰入)	908.6	994.4	1,048.7	1,083.8	1,124.6	1,162.2	
		(内基準外繰入)	698.5	658.1	645.1	637.4	587.0	508.6	
	収益の支出	総費用	2,296.0	2,293.5	2,285.0	2,254.5	2,170.0	2,132.9	
		営業費用	1,696.0	1,683.5	1,675.9	1,644.7	1,564.3	1,536.3	
		(内人件費)	157.9	143.9	135.9	135.9	105.0	105.0	
		営業外費用	600.0	610.0	609.1	609.8	605.7	596.6	
		(内支払利息)	592.8	606.2	605.1	604.5	600.3	592.2	
	経常損益	△374.0	△305.2	△235.8	△158.3	△65.6	△52.5		
	特別利益	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	特別損失	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7		
	当年度純利益	△374.8	△305.9	△236.5	△159.0	△66.3	△53.2		
	繰越利益剰余金	△1,451.6	△1,757.5	△1,994.0	△2,153.0	△2,219.3	△2,272.5		
	資本的収支	資本的収入	資本的収入	2,776.3	1,911.0	2,123.3	1,963.4	1,575.4	1,870.6
			企業債	1,511.0	937.4	1,039.3	918.8	792.8	929.8
			他会計補助金	186.6	164.6	166.7	172.7	193.9	261.5
(内基準内繰入)			133.2	111.1	113.3	115.4	117.7	120.1	
(内基準外繰入)			53.3	53.5	53.4	57.3	76.2	141.4	
国(県)補助金			999.0	770.9	880.1	840.7	562.1	648.7	
工事負担金			79.7	38.1	37.2	31.2	26.6	30.6	
資本的支出		資本的支出	3,686.8	2,867.7	3,150.1	3,046.6	2,675.7	2,951.9	
		建設改良費	2,631.2	1,746.5	1,957.4	1,803.5	1,379.6	1,603.3	
		(内人件費)	34.8	27.9	27.8	25.5	27.9	27.9	
		企業債償還金	1,048.5	1,121.2	1,192.7	1,243.1	1,292.1	1,342.6	
		固定資産購入費	7.1	0.0	0.0	0.0	4.0	6.0	
収支差引		△910.5	△956.7	△1,026.8	△1,083.2	△1,100.3	△1,081.3		

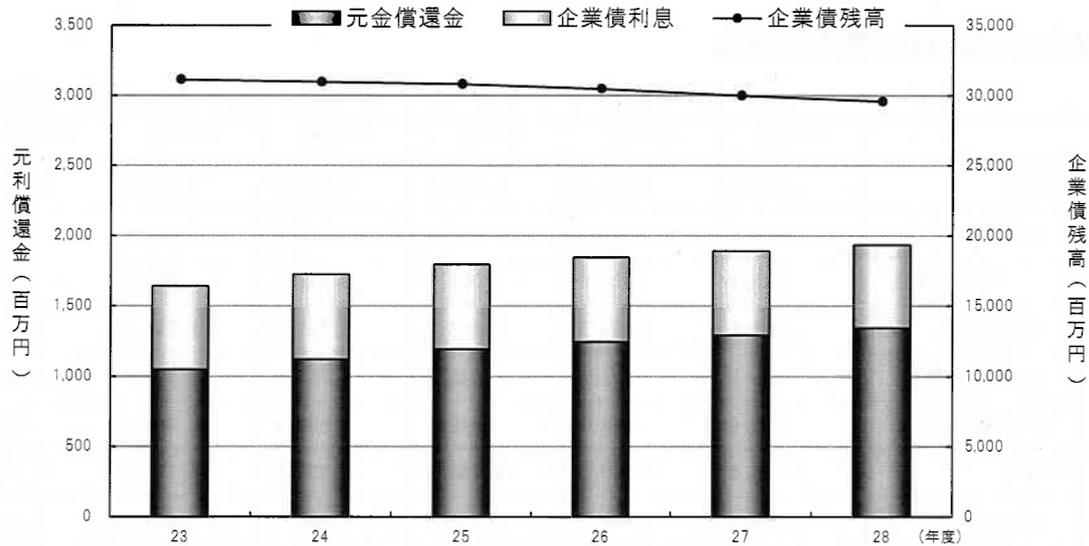
* 支出に対する収入の不足額は、内部留保資金により補てんします。

2) 企業債残高

(単位：百万円)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
企業債残高	31,147.9	30,964.1	30,810.7	30,486.4	29,987.1	29,574.3

企業債残高と元利償還金の推移



2) 中期指標

取組内容	目標年次					
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
営業収益／営業費用	0.19	0.20	0.21	0.23	0.25	0.27
使用料単価 (円/㎡)	154.7	154.6	154.6	154.6	154.5	154.4
污水处理原価 (円/㎡)	619.7	549.8	490.9	437.1	366.6	322.1
(うち維持管理費)	242.0	209.5	196.5	187.9	169.0	163.9
(うち資本費)	377.7	340.3	294.4	249.2	197.6	158.2
一般会計補助金 (百万円)	1,793.7	1,817.2	1,860.5	1,893.9	1,905.5	1,932.4
(内基準内繰入)	1,041.8	1,105.6	1,162.0	1,199.2	1,242.3	1,282.3
(内基準外繰入)	751.9	711.6	698.5	694.7	663.2	650.1

3) 将来需要予測

取組内容	目標年次					
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
年間有収水量 (千㎡)	2,023.9	2,160.5	2,287.7	2,414.2	2,530.8	2,641.0
下水道加入件数 (件)	7,709	8,158	8,638	9,081	9,490	9,886
下水道接続率 (%)	44.6	47.2	50.0	52.5	54.9	57.2

4 主要施策

本計画期間に実施する主要なものについては以下のとおりです。

	処 理 区 名	内 容
1	広 田 処 理 区	終末処理場(2期)及び污水管渠整備
2	松 帆 ・ 湊 処 理 区	污水管渠整備
3	津 井 処 理 区	污水管渠整備
4	八 木 ・ 榎 列 処 理 区	污水管渠整備
5	市 ・ 榎 列 処 理 区	終末処理場(2期)及び污水管渠整備
6	神 代 処 理 区	終末処理場(2期)及び污水管渠整備
7	福 良 処 理 区	終末処理場(2期)及び污水管渠整備
8	賀 集 処 理 区	污水管渠整備

5 設備投資計画

(単位：百万円)

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
污水管渠整備	1,578.6	1,345.0	1,368.6	1,030.1	1,211.9	1,461.7
終末処理場整備	60.0	382.7	563.4	722.6	102.5	100.0

市の木 くろまつ 黒松



市の花 にほんすいせん 日本水仙



V 環境保全等への取組

下水道事業の事業目的は、河川や海域の公共用水域の水質保全及び快適な生活環境を提供することです。よって、最大の環境保全の取り組みは供用開始区域の下水道への早期接続ということになります。経営方針である加入促進の推進を行い、経営と環境保全が両立できる事業を目指します。

また、下水処理に伴い発生する汚泥について、リサイクル率を高めることにより、循環型社会の一端を担うように努めます。

VI 計画達成状況の公表

① 公表時期

本計画の達成状況の公表時期は、下記のとおりです。

中間報告	平成26年10月
最終報告	平成29年10月

② 公表方法

取組内容にかかる進捗状況や検証及び評価内容については、南あわじ市ホームページや広報誌により公表します。

③ 計画達成状況の評価方法

主に「IV事業計画」の計画数値と決算額との比較により達成状況の検証及び評価を行い、PDCAサイクルに基づき、検証後において事業運営へ反映させます。

また、住民にわかりやすい公表方法を検討し公表を行います。

VII 用語説明

用語・指標について解説します。

	用 語	説 明
あ 行	一 般 会 計 補 助 金	一般会計から下水道会計への入金のこと。事業の遂行に必要な財源に不足が生じる場合に、一般会計からの補助金により資金の不足分を補てんする。
	汚 水 処 理 原 価	1 m ³ あたりの処理経費を示す。 汚水処理原価(円/m ³) = 汚水処理費 / 有収水量
か 行	企 業 会 計	株式会社等の民間企業における会計方式である。 官公庁会計方式は、現金の出入りのみを管理する方式【単式簿記】であるのに対して、企業会計方式は、現金と資産の変動を管理する方式【複式簿記】である。 また、官公庁方式では支払の時点で（現金が動いた時点で）帳簿に記帳する【現金主義】のに対し、企業会計では取引を開始した時点で帳簿に記帳する【発生主義】。 企業会計は、上記の手法で現時点における決算額を常に把握できる。いわば経営の結果がどの時点でも適切に把握できることにより、どの時点においても的確な経営判断ができる利点がある。
	基 準 内 繰 入 基 準 外 繰 入	地方公営企業法等の規定による一般会計と公営企業会計との間の経費の負担区分等の原則に基づき、一般会計が公営企業会計に対して行う繰出金の基本的な考え方を繰出基準と呼んでいる。具体的な基準は総務省から毎年度示されている。この繰出基準に沿って下水道会計に繰り入れされる一般会計繰出金を「基準内繰入」、基準内繰入を超える一般会計繰出金を「基準外繰入」という。基準内繰入は行政が負担すべき性質の経費の負担、基準外繰入は財源不足の補てんが主な理由である。 地方公営企業を適用する事業への繰出については、補助金として支出される。
	漁 業 集 落 排 水 事 業	漁港及び漁場環境の保全のため、漁業集落に整備する小規模な下水道をいう。 南あわじ市では、伊弉処理区、阿那賀処理区、丸山処理区、灘仁頃処理区及び沼島処理区の計5処理区を有する。

用 語		説 明
	下水道長寿命化支援制度	日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道施設の機能停止や事故発生を未然に防止するため、限られた財源の中でライフサイクルコスト最小化の観点から、計画的な改築を推進するため設けられた制度。
	コミュニティプラント事業	環境省所管の地域し尿処理施設整備事業により設置された小規模な下水道をいう。 南あわじ市では、庄田処理区、灘円実処理区、灘山本処理区及び灘吉野処理区の計4処理区を有する。
さ 行	財務諸表	企業会計方式で作成される財務状態を明らかにする会計報告書のこと。主なものとして、損益計算書（一定期間の企業の経営成績を示す）や貸借対照表（企業の財政状態を示す）等がある。
	資本的収支	支出の効果が次期以降に及び、将来の収益に対応するもので、主に下水道施設等の整備に係る経費（投資的経費）の支出とその財源となる収入をいう。 収入の主なものは、国庫補助金、企業債収入及び一般会計補助金であり、支出では施設整備事業費及び企業債の元金償還金である。
	収益的収支	一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する収入と、それに伴い発生する費用のことをいう。 収入の主なものは、使用料及び一般会計補助金であり、支出では施設の維持管理経費及び企業債の利息である。
	使用料単価	1 m ³ あたりの下水道使用料を示す。 使用料単価(円/m ³) = 使用料 / 有収水量
	早期接続者奨励金制度	下水道への加入促進を目的に、下水道への接続工事を行った世帯を対象として、下水道が使用できるようになってから1年以内に接続すれば 30,240 円、1年を超え2年以内に接続すれば 15,120 円を交付する制度。同額を使用料から減免する制度に変え、平成 19 年 8 月から施行した。
た 行	地方公営企業法	地方公営企業の能率的な経営を促し、経済性を発揮させることを目的とした法律である。地方公営企業法が適用される地方公営企業の経理は、発生主義の原則に基づく企業会計方式に従い処理しなければならないこととされている。 下水道事業は、公営企業の一つではあるが、法を適用するか否かは自治体の裁量とされている。

用 語		説 明
な 行	特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業	<p>主として市街化区域以外における農漁村の生活環境の改善や公共用水域の保全などを目的に整備する公共下水道をいう。</p> <p>南あわじ市では、広田処理区、松帆・湊処理区、津井処理区、八木・榎列処理区、市・榎列処理区、神代処理区、福良処理区、賀集処理区及び阿万処理区の計9処理区を有する。</p>
	内 部 留 保 資 金	<p>企業の経営活動を通じて、企業内部に留保された資金をいう。</p> <p>主なものに、利益剰余金及び損益勘定留保資金がある。損益勘定留保資金の源泉は、費用に計上される減価償却費等現金支出を伴わない支出である。</p>
	年 間 有 収 水 量	<p>使用料徴収時の基礎となる使用水量の年間総量をいう。</p>
は 行	農 業 集 落 排 水 事 業	<p>農業用排水の水質保全のため、農業集落に整備する小規模な下水道をいう。</p> <p>南あわじ市では、神道処理区、長田処理区、伊加利処理区、西淡志知処理区、倭文・掃守処理区及び三原志知処理区の計6処理区を有する。</p>
	P D C A サ イ ク ル	<p>行政経営評価手法の一つであり、「Plan(計画)－Do(実行)－Check(評価)－Action(改善)」の各段階により構成され、事業評価の結果を今後の事業運営に反映させていく手法である。</p>
	包 括 的 民 間 委 託	<p>「民間事業者が施設を適切に運転し、一定の要求条件（パフォーマンス）を満足できれば、施設の運転方法の詳細については、民間事業者の裁量に任せる」という性能発注の考え方に基づく委託方式をいう。</p> <p>具体的な委託範囲は、施設の維持管理からその施設の補修及び運転に係る直接的経費（電気等の動力費等）を設定し、複数年契約の導入も含んでいる。</p> <p>契約の要件等を満足すれば、民間事業者の裁量により運営できるため、民間意識によるコスト縮減を図ることができる。</p>

南あわじ市下水道事業
第2次中期経営計画

平成23年6月

南あわじ市下水道部企業経営課

電話：0799-50-3036

F A X：0799-50-3059

E-mail：kigyoukeiei@city.minamiawaji.hyogo.jp